

芦田川水系の刈草引取条件

【刈草について】

- ・ 刈草は、バラの状態での提供となります。
- ・ 除草前後にゴミの回収を行っていますが、刈草には取り切れない土砂やビニール等のゴミが混在している場合がありますので、使用にあたっては十分に注意して下さい。
- ・ 刈草には、複数の植物が混在しており、いばら等の草や雑草の種子が含まれている場合があります。

【提供について】

- ・ 申請書が受理され次第、連絡先宛に電話にて調整の連絡を致します。
- ・ 提供は先着順を原則としますが、調整の結果、提供日が前後する場合があります。また、福山河川国道事務所と刈草の有効利用を図る「確認書」を取り交わしている機関に対しては、優先的に調整を行います。
- ・ 積み込み・運搬は申請者にて行って下さい。
- ・ 刈草運搬時には必ず交通ルールを守って下さい。
- ・ 引取回数は1回に限りません。複数回の引取を希望される方は、その都度申請書を提出して下さい。
- ・ 提供できる刈草の数量や引取場所については、必ずしもご希望に添えない場合があります。
- ・ 刈草がなくなり次第、提供を終了します。

【一般事項】

- ・ 刈草の積み込み・運搬時の事故及び運搬等に必要な費用や、提供後の使用において発生した事故等に関して、国土交通省では、一切の責任・負担を負いません。
- ・ 引取後の返却には応じることができません。また、不法投棄などの違法行為が無いよう、引取後の刈草は申請者の責任により、適切に管理して下さい。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないで下さい。
- ・ 洪水などによる影響や調整がうまくいかない場合など、引取が困難あるいは不可能になった場合は、引取を延期あるいは中止する場合があります。

【感染症拡大防止について】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引取時に「体調不良」「過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬」「感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある」場合は、引取を延期あるいは中止する場合があります。